

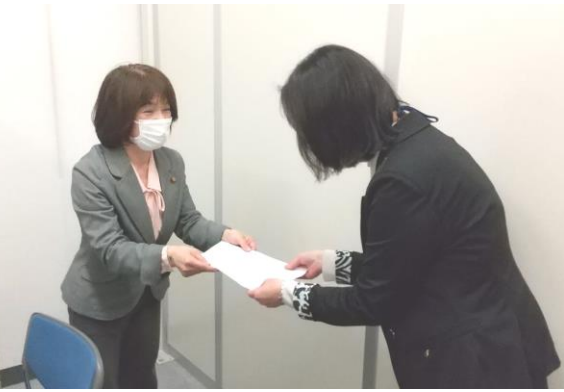
豊田民報

日本共産党豊田市委員会
◆豊田市日之出町一・六・六
Tel: 三三・四七・七二
毎週一回発行

”解雇され、国保税が払えない” 命を守るため、国保税の緊急減免制度を

日本共産党の根本みはる市議は10日、党市委員会本多のぶひろ事務局長とともに、市民部長に、国の補償の拡充とともに、市独自の対策を求めました。概要は、以下の通りです。

「全国、愛知県でも感染者が拡大する中、検査体制の強化や医療体制、隔離施設の確保など緊急課題となっています。医療崩壊への不安が報じられる中、市民は、市内でも感染者が広がり始めていけばどうなるのかと、命、暮らし、営業など不安が尽



申し入れ書を渡す根本市議

きない日々を送っています。政府は新型コロナウイルス対策費として、1兆円を地方自治体に交付することを決定しました。

市民の命や健康、生活を守るため、交付金を活用し、国の対策方針と併せて、市として独自にできることは、即刻対応することを求め、市民への支援を強化してください。

①市税(国民健康保険税等)の納入猶予の説明・案内を納付通知書に明記する等、市民にわかりやすくすること。

②現行の減免制度の積極的活用とあわせ、緊急減免制度を作る。

③国民健康保険の傷病手当支給に向け、早急に条例改正をすること。

・国・県に対し、「損失補償など補償の拡充等を申し入れること」を求めました。厚労省は3月10日「新

「傷病手当金」の支給について

病気やケガなどで働けないとき、仕事を休んでいる間の生活を支える目的で、給与の一部にあたる金額が健康保険から支給される制度。国民健康保険には、原則として傷病手当金の制度はありませんが、「新型コロナウイルス緊急対応策第2弾」で、国の財政支援が行われることになりました。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第2弾」において、『国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどの被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う』との記載が盛り込まれたところです。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者(発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む)に対する傷病手当金の支給について、「管内における感染状況を踏まえ、市町村、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険組合において御検討いただくようお願いしたい」との通知を出していました。市として、市民の命、暮らしを守るため、緊急の対策が求められます。

4月19日 9条改憲NO豊田市民アクション 4月25日 改憲発議反対学習会 中止のお知らせ

愛知県が新型コロナウイルス感染拡大防止の緊急事態宣言を発表したことを受け、4月に予定していた行動・学習会は中止させていただきます。
主催：9条改憲NO!豊田市民アクション

核兵器なくそう ヒバクシャ署名行動 中止のお知らせ

愛知県が新型コロナウイルス感染拡大防止の緊急事態宣言を発表したことを受け、4月19日に予定していた行動は中止とします。
主催：豊田地域原水協

日本共産党愛知県委員会は、県内での新型コロナウイルスの感染者が増えている状況を踏まえ、県民の命を守る立場から感染拡大防止、県民の暮らしと営業を守るために県民の皆さんと力を合わせてきました。

大村愛知県知事は本日、県独自の緊急事態宣言を発表しました。大村知事は「県民の命と健康を守るため、緊急事態宣言を発表する」としてオール愛知で県民と力を合わせるとともに5月6日までの行動自粛をよびかけました。また医療体制・検査の強化、県民生活、経済支援の対策をとると述べました。

すでにコロナウイルス感染拡大によって、雇用、暮らしと経営、子どもたちの生活に甚大な影響が広がっています。日本共産党は自粛とセットで補償をおこなうことが感染防止の一番の手立てであることを強く求めています。県民の皆さんの暮らしと権利を守る立場から、国に補償を求めていくとともに、県が国まかせにせず医療体制の確保、感染拡大防止の手立て、県民の命と暮らしを守る手立て、中小業者やフリーランスを含めたすべての人への財政支援、人権を守るとりくみなど現段階でできる措置をしっかりとることをひきつづき求めます。

県民の皆さんの苦難を軽減するとりくみに全力をつくす決意です。
2020年4月10日

自粛とセットで補償を

愛知県の「緊急事態宣言」についての
日本共産党の基本的立場

日本共産党愛知県委員会

コロナウイルスの影響による休業・収入減少 暮らしと営業を守る制度のご案内

コロナウイルスの感染防止のため、政府や自治体による休校・休業の要請、イベント自粛の要請などで、仕事や収入を奪われた人や事業者には深刻な影響を与えています。

日本共産党は、苦境におちいっている個人・事業者にも国や自治体の責任で補償を求めてきました。

市民の暮らしと営業を守る制度をお知らせします。

個人向け

◎休業や失業で生活資金にお困りの方
＜休業された方の緊急小口資金＞

制度名	緊急小口資金
対象者	コロナ感染症の影響で、休業などで収入が減少し、生活が苦しくなった世帯
貸付上限	10万円（学校等の休業のためや個人事業主の場合は20万円）
償還期間	2年以内。据置期間1年以内
利息	無利子
保証人	不要
申込先	各地の社会福祉協議会

＜失業等された方の総合支援基金＞

制度名	総合支援資金
対象者	コロナ感染症の影響で、失業や収入減少などで、生活が苦しくなった世帯
貸付上限	（2人以上世帯）月20万円以内 （単身世帯）月15万円以内 ※原則3カ月以内
償還期間	10年以内。据置期間1年以内
利息	無利子
保証人	不要
申込先	各地の社会福祉協議会

※申し込みから1週間程度で受けられます

※住民税非課税世帯の償還が免除されることがあります

◎やむを得ず家賃が支払えない状況にある人

制度名	家賃徴収猶予
対象者	市営住宅に入居中で、コロナ感染症の影響により収入が著しく減少した人
猶予期間	最大3カ月（コロナ状況により延長あり）
手続き	豊田市営住宅管理事務所

◎住居の退去を余儀なくされた人

制度名	市営住宅の提供1カ月
対象者	雇い止め、企業倒産などにより、住居の退去を余儀なくされた人
提供住戸	市営浜居場住宅（豊田市志賀町）。5戸
家賃等	月額4462円で前納。敷金は不要
手続き	豊田市役所の定住促進課に申請書など

事業者向け

◎雇用維持のための雇用調整助成金

経済上の理由で事業活動を縮小した事業主が、労働者に一時的に休業、教育訓練などで雇用を維持した場合に、休業手当、賃金の一部を助成する制度。

制度名	雇用調整助成金
特例対象者	コロナ感染症の影響を受けた事業主
助成内容	休業手当、教育訓練の賃金相当額などに対し、中小企業4/5、大企業2/3（解雇等を行わない場合は中小企業9/10、大企業3/4）を助成
支給限度	1年間で100日
質問・申込	愛知労働局あいち雇用助成室 第三係 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル11階

※日本共産党は、助成率を10/10にするよう求めています

◎無利子・無担保融資と特別利子補給制度

制度名	新型コロナウイルス感染症特別貸付
対象者	コロナ感染症の影響で、最近1カ月の売上高が5%以上減少した方など
限度額	国民事業6千万円、中小企業事業3億円
金利	特別利子補給制度の併用で、実質無利子
問い合わせ	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 平日：0120-154-505 休日：国民生活事業 0120-112476 中小企業事業 0120-327790 特別利子補給制度：中小企業金融相談窓口 電話 03-3501-1544



本多のぶひろ
党市委員会事務局長



根本みはる
豊田市議会議員

暮らしの目線で
政治を変える、たしかな力

- ◆第2土曜日 午前10時～12時
- ◆法律相談は弁護士、生活相談は市議会議員が相談にのります。

無料 法律・生活相談
おこなっています

- ◆要予約。お申し込みは党市議会議員か日本共産党西三地区委員会まで
TEL0564-23-2785